

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和2年度末で期限を迎えたことから、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(新法)が成立し、令和3年4月1日に施行された。

新法において過疎地域の指定要件の見直しがあり、本市については、旧法から指定されている黒保根地域に加え、**桐生地域(旧桐生市)が追加で指定された。**

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要

法律の目的

過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

過疎地域の要件

一部過疎の場合：①旧市町村単位で以下の人口要件（長期①、長期②、中期）のいずれかを満たす
②現在の市町村が財政力要件（財政力指数が全市平均（0.64）以下）を満たす → **0.57**で該当

	指標	期間	基準値	旧桐生市	黒保根町	新里町
人口要件（長期①） ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率（長期）	S50→H27（40年間）	人口減少団体平均（28%以上減少※1）	-28% 134,239人→96,494人	-44% 3,479人→1,966人	+53% 10,658人→16,254人
人口要件（長期②） ・高齢化比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢化比率	H27	同上（35%以上）	34%	42%	26%
	若年者比率	H27	同上（11%以下）	13%	11%	14%
	人口減少率（長期）	S50→H27（40年間）	23%以上減少	-28% 134,239人→96,494人	-44% 3,479人→1,966人	+53% 10,658人→16,254人
人口要件（中期）	人口減少率（中期）	H2→H27（25年間）	人口減少団体平均（21%以上減少）	-24% 126,446人→96,494人	-35% 3,030人→1,966人	+22% 13,362人→16,254人

※1：財政力指数が全町村平均（0.40）以下の場合、「23%以上減少」に緩和（財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和）

過疎地域持続的発展市町村計画の策定

桐生市過疎地域持続的発展計画の策定

過疎地域の対象となった市町村は、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、議会の議決を経て、**過疎地域持続的発展市町村計画**を定めることができる。

計画の策定に当たっては、非過疎地域になることを目指した地域活性化の取組を記載するものとされており、計画に基づいて実施する過疎対策事業については、国から各種財政措置を受けることができることから、本市においては、**桐生地域と黒保根地域を対象とした桐生市過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和3～7年度）を策定する必要がある。**

計画に基づいて実施する事業に対する特別措置

過疎地域持続的発展市町村計画をし、計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、国から様々な特別措置が講じられる。

【主な特別措置】

- (1) 教育、児童福祉、消防施設の整備における国の負担または補助の割合のかさ上げ
- (2) 過疎対策事業債の発行（ソフト事業、ハード事業）
※ソフト事業、ハード事業それぞれに限度額あり（金額未定）。充当率100%、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額への算入可
- (3) 市町村計画にて定められた業種（製造業、情報通信サービス業等）に対する支援
 - ・償却資産の特別償却
 - ・土地、建物、償却資産に関する固定資産税の課税免除(3年間)
 - ※市町村の減収額の75%を普通交付税で補填

今後の予定

7月30日（金）まで	パブリックコメントの実施
9月中旬頃	令和3年第3回定例会へ議案上程

